

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市事務分掌規則の一部改正  
 (企画調整課) 2

### —— 告 示 ——

- 市道路線の区域変更に関する告示  
 (土木管理課) 3
- 市道路線の供用開始に関する告示  
 (土木管理課) 3
- 公示送達 (税務課) 4
- 公示送達 (保険医療課) 5
- 公示送達 (税務課) 5
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 6
- 公示送達 (税務課) 7
- かめおか桜守認定制度実施要綱  
 (都市整備課) 9
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 14
- 公示送達 (保険医療課) 15
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 16

### —— 訓 令 ——

- 亀岡市工事請負業者選定事務処理要領  
 の一部改正 (契約検査課) 17

### —— 公 告 ——

- 市街化調整区域の区域指定案の縦覧  
 (都市計画課) 17
- 路上の放置物件の撤去 (土木管理課) 19

- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 20
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況  
 (市民課) 22
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更によ  
 る計画書の縦覧 (農林振興課) 24

### —— 任免及び辞令 ——

#### 農業委員会欄

### —— 公 告 ——

- 第68回亀岡市農業委員会総会の開催 25
- 第69回亀岡市農業委員会総会の開催 26

#### 上下水道部欄

### —— 公 告 ——

- 亀岡市水道料金等システム更新の事業  
 者選定に係るプロポーザル参加者の募  
 集 27

## 規 則

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3 環境市民部の部環境政策課の項中  
「新エネルギーに関すること。」を  
「新エネルギーに関すること。  
亀岡ふるさとエナジー株式会社との連絡調整に関すること。」  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第1号

## 市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成30年1月9日から平成30年1月23日まで一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01266
- 2 路線名 亀岡駅北線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市追分町谷筋7番先から 亀岡市追分町下島21番の3先まで	前	11.00m 78.00m	788.80m	変更後路線幅員 最小 18.00m 最大 78.00m
亀岡市追分町谷筋7番先から 亀岡市追分町下島21番の3先まで	後	18.00m 78.00m	440.00m	変更後路線延長 440.00m

「揭示済」

亀岡市告示第2号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年1月9日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成30年1月9日から平成

30年1月23日まで一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01266	亀岡駅北線	亀岡市追分町谷筋12番の2先 亀岡市追分町下島19番の1先	414.00m	18.00m ～ 78.00m

「揭示済」

亀岡市告示第3号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

- (1) 平成29年度固定資産税・都市計画税賦課額変更（決定）通知書  
（賦課年度平成25～29年度分）
- (2) 固定資産現所有者の認定について（通知）
- (3) 固定資産税（補充）台帳登録価格等通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略  
名称 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第4号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	後期高齢者 医療保険料 額変更決定 通知書	平成29年度	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
2	督促状	平成29年度 第5期	後期高齢者 医療保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第5号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年1月11日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

平成29年度軽自動車税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月12日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年1月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年度 第4期 固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」



亀岡市告示第8号

かめおか桜守認定制度実施要綱を次のように定める。

平成30年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

かめおか桜守認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、桜に関する優れた知識及び管理技術を有する者を「かめおか桜守」として認定し、市内の桜の適切な維持管理を行うことで、亀岡市の桜の魅力を市内外に広めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「かめおか桜守」とは、桜に関する優れた知識及び管理技術を有する者として市長が認定した者をいう。

(対象者)

第3条 かめおか桜守の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 桜守養成講習会を通算で4回以上受講した者
- (2) 桜の管理に関して十分な知識及び技術を修得している者
- (3) 第6条第1項に規定する業務を適切に行うことができる者

(認定の申請)

第4条 かめおか桜守の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、かめおか桜守認定申請書(別記第1号様式)により市長に申請するものとする。

(認定の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつ

た場合は、認定の可否を決定し、その結果をかめおか桜守認定(不認定)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、かめおか桜守として認定した者にかめおか桜守認定証(別記第3号様式)を交付するものとする。

(業務)

第6条 かめおか桜守は、次に掲げる桜に対して簡易な剪定、施肥、病虫害駆除、清掃、その他の簡易な作業を行うものとする。

- (1) 市が管理する土地に植栽されている桜
- (2) 市が管理又は指定する桜

2 かめおか桜守は、前項に掲げる作業を実施しようとするときは、事前に市長に申し出るものとする。

3 市長は、前項の申出があつたときは、作業実施の適否を決定し、当該かめおか桜守に通知するものとする。

4 かめおか桜守は、第1項に規定する作業を終えたときは、かめおか桜守作業報告書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第7条 かめおか桜守は、認定の取消しを受けようとするときは、かめおか桜守認定取消申請書(別記第5号様式)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、かめおか桜守として適当でないと認めた者については、当該認定を取り消すことができる。

(認定取消の決定)

第8条 市長は、前条の規定により認定を取り消した者に対して、かめおか桜守認定取消通知書(別記第6号様式)により通知する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

第2号様式 (第5条関係)

第 年 月 日  
号 日

様

亀岡市長 印

かめおか桜守認定 (不認定) 通知書

年 月 日付けで申請のあったかめおか桜守認定申請について、下記のとおり決定したので、かめおか桜守認定制度実施要綱第5条の規定により通知します。

記

認定

不認定  
(理由)

別記第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

氏名 印

かめおか桜守認定申請書

かめおか桜守の認定を受けたいので、かめおか桜守認定制度実施要綱第4条の規定により申請します。

氏名	ふりがな
生年月日	年 月 日 生
住所	(〒 - )
連絡先	自宅 - 緊急 -
備考	

第3号様式（第5条関係）

かめおか桜守認定証

様

かめおか桜守認定制度実施要綱第5条の規定により、あなたをかめおか桜守に認定します。

年 月 日

亀岡市長

印

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

氏名

印

かめおか桜守作業報告書

次のとおり桜の管理を実施したので報告します。

実施日	年 月 日 ( )
作業時間	: ~ :
実施場所	
桜の種類	
実施内容	
備考	

第6号様式(第8条関係)

第 年 月 日  
号 日

様

亀岡市長 印

かめおか桜守認定取消通知書

年 月 日付で認定されたかめおか桜守について、認定を取り消したの  
で、かめおか桜守認定制度実施要綱第8条の規定により通知します。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

氏名 印

かめおか桜守認定取消申請書

かめおか桜守の認定を取り下げたいので、かめおか桜守認定制度実施要綱第7条第1項の  
規定により申請します。

氏名	ふりがな		
生年月日	年	月	日生
住所	(〒 - - )		
連絡先	自宅	-	-
	緊急	-	-
備考			

「揭示済」

## 亀岡市告示第9号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

## 3 撤去した日時

平成30年1月24日（水）

午後1時～午後3時

## 4 撤去し、保管した台数 3台

## 5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

## 6 保管期間 告示の日から3箇月間

## 7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

## 8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

## 9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

## 亀岡市告示第10号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成29年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成29年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
3	更正通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
5	更正通知	平成27年度	国民健康保険料	省略	省略
6	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
7	更正通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成29年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成29年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成29年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成29年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成29年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成29年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成29年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
15	更正通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	平成29年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成29年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第11号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年1月31日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1252-62006

- 1 当該者生年月日 昭和35年2月15日
- 2 保 険 者 亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日 平成28年4月1日
- 4 無効になる日 平成30年1月31日

「揭示済」



## 訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号の表中「元請完成工事高平均」を「完成工事高平均」に、「元請完成工事高をいう」を「完成工事高の平均値をいう」に改め、同項第2号の表中「元請完成工事高平均」を「完成工事高平均」に改め、同項第3号の表備考中「完成工事高をいう」を「完成工事高の平均値をいう」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行し、平成30年度工事資格審査から適用する。

## 公 告

亀岡市公告第1号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を指定するため、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、当該指定区域の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該指定区域の案について、指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成30年1月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定しようとする区域の名称

保津地区

2 指定しようとする土地の区域

亀岡市保津町荒金、泉口、今石、上ラ条、笠ノ森、構ノ内、上大年、上火無、観音寺、北早梅、北火無、小寺、小林、五番、子守、早梅、三ノ坪、四ノ坪、下大年、社ノ下、角ノ北裏、セイシカ、西垣内、西馬場、式番、風呂ノ本、溝行、宮ノ上、宮ノ前、山田、山ノ口、山ノ坊、六条口、訳目 地内

3 許容する予定建築物の用途

[開発行為]

- (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）

- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
  - ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
  - イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
  - ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又

は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの  
 [建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
  - ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
  - イ アの農産物を材料とする料理の提供を

主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(7) 診療所

(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(10) 旅館業法第2条第4項に掲げる簡易宿所（用途を変更する場合に限る。）

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成30年1月10日から  
平成30年1月23日まで

「揭示済」

亀岡市公告第2号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。

物件の占有者等は、平成30年1月24日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

平成30年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 市道名

市道保津川団地3号線

2 場所

亀岡市北河原町2丁目 地内

3 物件名

ダイハツ ハイゼットカーゴ シルバー  
(京都480 ち 10-55)

「揭示済」

## 亀岡市公告第3号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

一般競争入札 事項	<p>亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市篠町篠野田10番13 雑種地 合計面積 97.97㎡（実測）</p>
入札参加資格	<p>日本国内に居住している者。ただし、次のアからオに該当する者は参加できない。</p> <p>ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者</p>
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
入札場所	亀岡市役所 4階 入札室
入札日時	<p>平成30年2月28日（水曜日） 入札：午前10時00分から 午前10時50分まで 開札：午前11時00分から</p>
参加申込受付 場所及び期間	<p>参加申込みは、下記の期間内に亀岡市役所1階財産管理課にて受け付ける。 平成30年1月25日（木曜日）から 平成30年2月15日（木曜日）まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）</p>
参加申込用紙 等の配布期間	<p>参加申込用紙等は、「亀岡市公有地の売却について（元道路改築事業用地）」として、平成30年1月15日（月曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。 入手できない人は財産管理課に問い合わせること。</p>
最低売却価格 の有無	<p>最低売却価格を設定する。 最低売却価格 8,030,000円</p>

土地の利用	<p>入札する物件は、次の土地利用条件が付される。</p> <p>周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した土地利用を、購入者が事業主として行うこと。</p> <p>なお、購入者自らが一切事業に着手することなく、第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p>
土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。</p> <p>イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時まで事前に申込みをしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札した者を落札者とする。</p> <p>同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金 契約保証金	<p>入札保証金（金融機関が振り出した保証小切手）は、入札額の5%以上</p> <p>契約保証金は、契約金額の10%以上</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（元道路改築事業用地）」で確認すること。</p>
問合せ先 申込み先	<p>亀岡市会計管理室 財産管理課</p> <p>0771-22-3131（代表）</p>

「揭示済」

## 亀岡市公告第4号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び同法第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

平成30年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

## 国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国又は地方公共団体の 機関名	請求事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生、防衛大学の学生、防衛医科大学校の学生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため	平成28年12月6日から7日まで	亀岡市全域 平成7年4月2日から平成8年4月1日まで生まれ、平成11年4月2日から平成12年4月1日まで生まれの日本人男女
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生、防衛大学の学生、防衛医科大学校の学生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため	平成29年11月14日	亀岡市全域 平成12年4月2日から平成13年4月1日まで生まれの日本人男女

## 個人又は法人の申出による閲覧

閲覧者の名称及び代表者名 《委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名》	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周》	「公共交通に関する世論調査」のための対象者抽出	平成28年11月30日	南つつじヶ丘桜台2丁目 18歳以上の日本人男女16件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周》	「社会意識に関する世論調査」のための対象者抽出	平成28年12月21日	西町、北町、内丸町 18歳以上の日本人男女29件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《大阪商業大学 学長 谷岡 一郎》	「第11回生活と意識についての国際比較調査」のための対象者抽出	平成28年12月20日	河原林町河原尻 20歳以上89歳以下の日本人男女17件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲 《日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部M&S企画部長 西谷 圭一》	「2017年全国たばこ喫煙 者率調査」のための対象 者抽出	平成29年1月12日	東別院町小泉、東別院町神 原、荒塚町、矢田町 昭和2年5月1日から平成9年4 月30日まで生まれの男女20件
一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次 《NHK放送文化研究所 世論調査部長 大滝 昭彦》	「日本人と憲法2017」の ための対象者抽出	平成29年1月24日	篠町広田2丁目 18歳以上の日本人男女12件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《金融広報中央委員会 会長 吉國 眞一》	「家計の金融行動に関す る世論調査」のための対 象者抽出	平成29年5月16日	穂田野町佐伯、穂田野町天川 20歳以上の男女22件
株式会社かんでんCSフォーラム 取締役社長 野地 小百合 《京都府知事 山田 啓二》	「平成29年度京都府民の 意識調査」のための対象 者抽出	平成29年5月30日	北古世町1丁目、下矢田町、 余部町、曾我部町学ヶ丘、大 井町土田2丁目、千代川町小 林、篠町広田3丁目、東つつ じヶ丘都台3丁目 20歳以上の男女355件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《株式会社野村総合研究所 常務執行役員 村田 佳生》	「テレビ視聴に関する調 査」のための対象者抽出	平成29年6月1日	北古世町1丁目 16歳以上の日本人男女14件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海 誠一》	「生活意識に関するアン ケート調査（第71回）」 のための対象者抽出	平成29年6月6日	大井町土田1丁目・2丁目 20歳以上の男女15件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周》	「国民生活に関する世論 調査」のための対象者抽 出	平成29年6月1日	上矢田町下垣内・東垣内・上 垣内・岩田 18歳以上の日本人男女30件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《株式会社時事通信社 代表取締役社長 大室 真生》	「住民意識調査」のため の対象者抽出	平成29年8月15日	篠町篠 20歳以上の日本人男女23件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《日本放送協会 会長 上田 良一》	「2017年10月東京オリン ピック・パラリンピック に関する世論調査」のた めの対象者抽出	平成29年8月15日	篠町見晴1丁目 20歳以上の日本人男女12件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 西沢 豊》	「第10回メディアに関す る全国世論調査」のため の対象者抽出	平成29年9月12日	大井町土田1丁目 18歳以上の日本人男女21件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
奈良大学 社会学部 教授 吉村 治正	「外国との付き合い方 に関する意識調査」のため の対象者抽出	平成29年10月5日	東つつじヶ丘 25歳以上69歳以下の日本人男 女40件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《消費者庁 長官 岡村 和美》	「平成29年度 消費者意 識基本調査」のための対 象者抽出	平成29年10月12日	畑野町広野 15歳以上の男女25件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《警察庁生活安全局少年課 課長 滝澤 依子》	「青少年を被害から守る ための調査」のための対 象者抽出	平成29年10月26日	篠町見晴6丁目・7丁目、篠町 馬堀、篠町野条、篠町広田1 丁目・2丁目・3丁目、東つ つじヶ丘都台1丁目・2丁目・3 丁目、東つつじヶ丘曙台1丁 目・2丁目・3丁目・4丁目 12歳以上18歳以下の女性28件

「揭示済」

---

 亀岡市公告第5号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、  
 亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、  
 当該計画書を次により縦覧に供する。

平成30年1月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
平成30年1月31日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」



## 任免及び辞令

伊藤 徹也

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は平成31年12月31日までとします

平成30年1月1日

## 農業委員会欄

### 公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

第68回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年1月4日

亀岡市農業委員会

会長 酒井省五

記

1 日 時

平成30年1月10日（水）

午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 別館3階会議室

3 議 題

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- (3) 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第2号

第69回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年1月31日

亀岡市農業委員会  
会長 酒井省五

記

1 日 時

平成30年2月5日（月）

午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 3階

302・303会議室

3 議 題

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について

(2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

亀岡市水道料金等システム更新の事業者選定に係るプロポーザル参加者を募集するので、次のとおり公告する。

平成30年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務名 亀岡市水道料金等システム更新の事業者選定
- 2 業務内容 別紙「亀岡市水道料金等システム更新業務委託仕様書」のとおり

### 3 実施スケジュール

項番	項目	日程等
1	参加募集の公告	平成30年1月23日（火）
2	参加表明期間	平成30年1月23日（火）～ 平成30年1月31日（水）午後5時00分
3	質問書の提出期間	平成30年1月23日（火）～ 平成30年1月31日（水）午後5時00分
4	ヒアリング日程の通知	平成30年2月5日（月）
5	質問に関する回答	平成30年2月5日（月）
6	提案書等の提出期間	平成30年2月6日（火）～ 平成30年2月15日（木）午後5時00分（必着）
7	ヒアリング等審査	平成30年2月21日（水）～平成30年2月23日（金）
8	審査結果の通知	平成30年3月9日（金）
9	契約締結	平成30年3月下旬

- 4 その他 詳細は、実施要領及び仕様書等参照

「揭示済」